

平成30年度県産畜産物の放射性物質検査について

平成30年3月28日
千葉県農林水産部畜産課

県では県産畜産物の安全性を確認するため、平成23年度から原乳及び牛肉の検査を実施しており、これまでに基準値を超えた事例はない。

平成30年度についても引き続き、これまでの検査結果や近都県の状況等を踏まえ、以下の方法で検査を行う。

検査方法

対象	29年度	30年度改正点
原乳	2か月に1回、3クーラーステーション（以下「CS」という）を対象に検査	変更なし
牛肉	と畜場での毎月1回、県による検査及び生産者による全頭検査	変更なし

1 原乳（基準値 50ベクレル/kg）

（1）検査頻度 県の検査を2か月に1回、3CSを対象に実施

※ 県内には7カ所のCSがあり、集乳地域、搬入量を考慮して検査頻度を設定。

新県央西部CS：年6回。東部CS：年4回。南部CS・JA市原CS・木更津CS：年2回。

JAちば東葛CS・JA安房CS：年1回

（2）検査方法 ゲルマニウム半導体検出器（農林総合研究センター 検査業務課）

2 牛肉（基準値 100ベクレル/kg）

（1）検査頻度 県のモニタリング検査：1か月に1回、10頭

生産者の自主検査：毎日（肉用牛は全頭対象）

（2）検査方法 NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータ（㈱千葉県食肉公社）

<参考>

平成26年3月20日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長発「農畜産物等の放射性物質検査について（通知）」において、千葉県の「原乳」及び「牛肉」については、継続的にモニタリング検査が必要な県から除外されている。